

報 告 事 項 4
説 明 資 料

平成27年8月27日  
第202回都市計画審議会

## 環状七号線地下広域調節池（仮称）事業について

### 1 概要

環状七号線地下広域調節池(仮称)事業は、神田川および石神井川の治水対策として、都道環七通りと目白通りの地下に洪水を貯留するための大規模なトンネルを設置する事業であり、東京都が事業者である。

環状七号線地下広域調節池（仮称）は、既存の神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池を連結し、1時間75ミリの降雨に対処するための大規模な貯留量を持つ広域調節池として整備するものである。

本事業の実施にあたり、東京都は石神井川および神田川の都市計画変更を予定しており、当該都市計画変更案について区に意見照会があった。

### 2 都市計画の名称

- (1) 東京都市計画河川 第5号石神井川
- (2) 東京都市計画河川 第6号神田川

### 3 都市計画の変更内容

- (1) 石神井川 P6～7のとおり
- (2) 神田川 P14～16のとおり

### 4 これまでの経過と今後の予定

平成27年8月7日、10日、11日	環状七号線地下広域調節池（仮称）の事業説明会（東京都主催、練馬区内）
8月18日	関係区（練馬区、中野区）への意見照会
8月27日	練馬区都市計画審議会へ報告
9月24日～10月8日	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付（東京都）
10月中旬	練馬区都市計画審議会へ付議
10月下旬	東京都へ意見回答
11月中旬	東京都都市計画審議会へ付議（東京都）
12月	都市計画決定・告示（東京都）

## 5 添付資料

- (1) 環状七号線地下広域調節池（仮称）について ... P 3
- (2) 石神井川に係る都市計画図書等
  - ア 都市計画の案の理由書 ..... P 5
  - イ 計画書 ..... P 6 ~ 7
  - ウ 位置図 ..... P 8
  - エ 計画図 ..... P 9 ~ 10
  - オ 航空写真 ..... P 11
- (3) 神田川に係る都市計画図書等
  - ア 都市計画の案の理由書 ..... P 13
  - イ 計画書 ..... P 14 ~ 16
  - ウ 位置図 ..... P 17
  - エ 計画図 ..... P 18 ~ 25
  - オ 航空写真 ..... P 26

# 環状七号線地下広域調節池（仮称）について

平成27年6月  
建設局河川部

## 事業概要

### 内容

- ・ 神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池を新たなトンネルで連結し、「**環状七号線地下広域調節池（仮称）**」を完成させる
- ・ 複数流域間での貯留量の相互融通により、時間100分の局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果を発揮

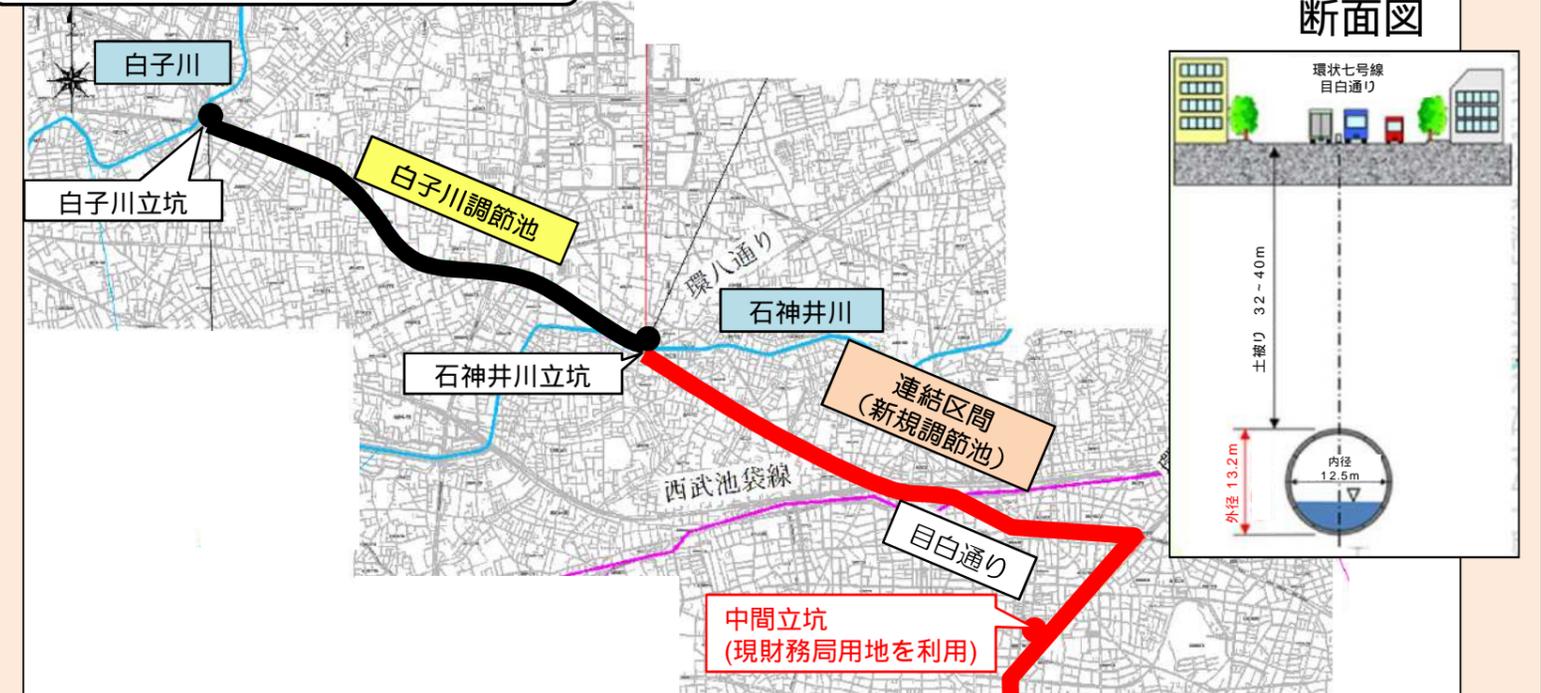
### 事業期間

平成26年度～平成37年度  
（平成26・27年度：基本・詳細設計）  
（平成28年度 工事着手）

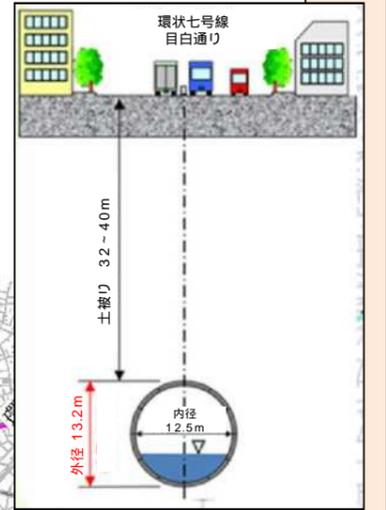
### 施設規模（連結後）

延長 約13km  
内径 10.0～12.5m  
貯留量 約140万m<sup>3</sup>

## 平面図（調節池ルート）



## 断面図



環状七号線地下広域調節池(仮称)	内径	延長	貯留量
白子川地下調節池	10.0m	約3.2km	約21万m <sup>3</sup>
連結区間 (新規調節池)	12.5m	約5.5km	約68万m <sup>3</sup>
神田川・環状七号線地下調節池	12.5m	約4.5km	約54万m <sup>3</sup>
計		約13km	約140万m <sup>3</sup>

## 全体図



## 事業スケジュール（予定）

平成27年度						平成28年度						
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
地権者説明 区分地上権	都市計画説明会	都市計画案の公告 縦覧	都市計画審議会	都市計画決定告示	事業説明会	事業認可申請	事業認可取得					工事着手



# 都市計画の案の理由書

## 1 種類・名称

東京都市計画河川 第5号石神井川

## 2 理由

近年、都内ではこれまでの中小河川の目標整備水準である時間50ミリを超える豪雨が増加し、それに伴う水害が頻発していることを受け、東京都は、「中小河川における都の整備方針(平成24年11月)」を策定するとともに、「東京都豪雨対策基本方針(改定)(平成26年6月)」を策定し、整備目標水準を時間75ミリまで引き上げ、時間50ミリの降雨については河道の拡幅や河床掘削により対応し、時間50ミリを超える部分の対策は調節池により対応することとしている。

石神井川は、これらの方針において、過去の水害の状況や地形的な要因から、豪雨対策を重点的に進めるべきである河川の一つに位置付けられている。

また、「東京都長期ビジョン(平成26年12月)」において、平成37年度までに、「環状七号線地下広域調節池(仮称)」を完成させ、時間100ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果を発揮させることとしている。

こうしたことから、局地的な集中豪雨による浸水被害に対する地域の防災力を高めるため、練馬区高松二丁目地内を起点に同区貫井二丁目地内までの区間において、面積約13,100平方メートルの調節池を追加するものである。あわせて、練馬区道及び目白通りの下部に立体的な範囲を定めるものとする。

東京都市計画河川の変更（東京都決定）

東京都市計画河川第5号石神井川を次のように変更する。

名称		位置		区域		構造	備考
番号	河川名	起点	終点	幅員	延長		
第5号	石神井川	北区堀船 三丁目地内	練馬区関町 北三丁目地 内	28~20m	約20,100m	掘込式・単断面式	
	但し 調節池	練馬区高松二丁目、高松三丁目、貫井二丁目、貫井四丁目及び貫井五丁目地内		面積約13,100m <sup>2</sup> 幅員14.2m		トンネル式 地下式	追加

「区域、立体的な範囲及び構造は計画図表示のとおり」

理由

石神井川における治水安全度の向上のため、1時間当り75ミリ降雨への対策として、石神井川調節池の計画を追加する。

なお、土地の適正かつ合理的な利用の促進を図るため、立体的な範囲を合わせて決定する。

新 旧 対 照 表

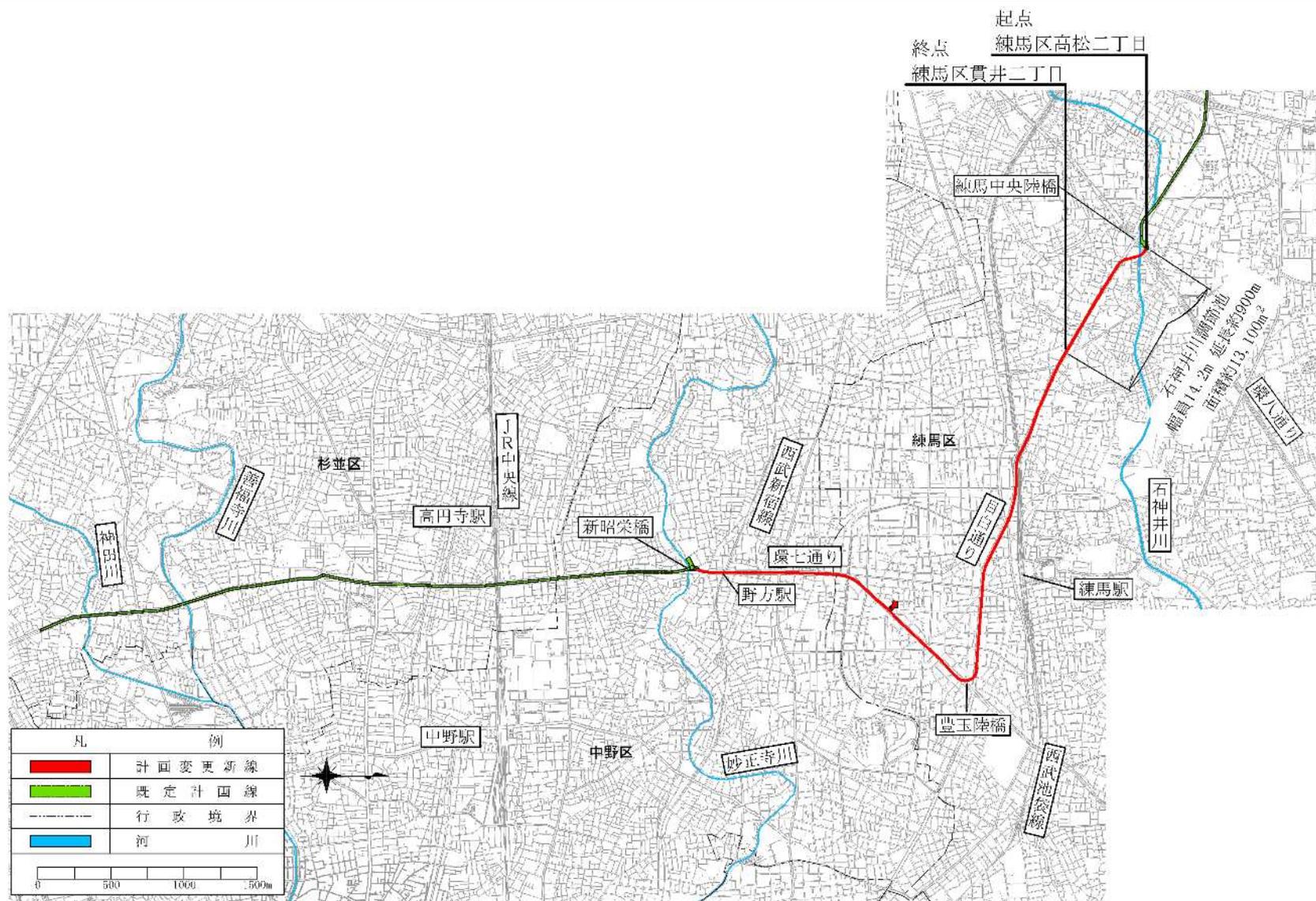
種別	名 称		新旧	位 置	区 域	構 造
	番 号	河川名				
河川	第 5 号	石神井川	新	北区堀船三丁目地内～ 練馬区関町北三丁目地内	幅員 28～20m 延長約 20,100m	掘込式・単断面式
				練馬区高松二丁目、高 松三丁目、貫井二丁 目、貫井四丁目及び貫 井五丁目地内	面積約 13,100 m <sup>2</sup> 幅員 14.2m  同区域内において、立体的な範囲 を定める。	トンネル式 地下式
			旧	北区堀船三丁目地内～ 練馬区関町五丁目地内	幅員 28～20m 延長約 20,100m	掘込式・単断面式

変 更 概 要

名 称		変更区間・位置	変 更 事 項
番 号	河川名		
第 5 号	石神井川	練馬区高松二丁目、高松三丁目、貫井二丁目、貫井四丁目及び貫井五丁目地内	1. 調節池の追加 面積約 13,100 m <sup>2</sup> 2. 立体的な区域の追加

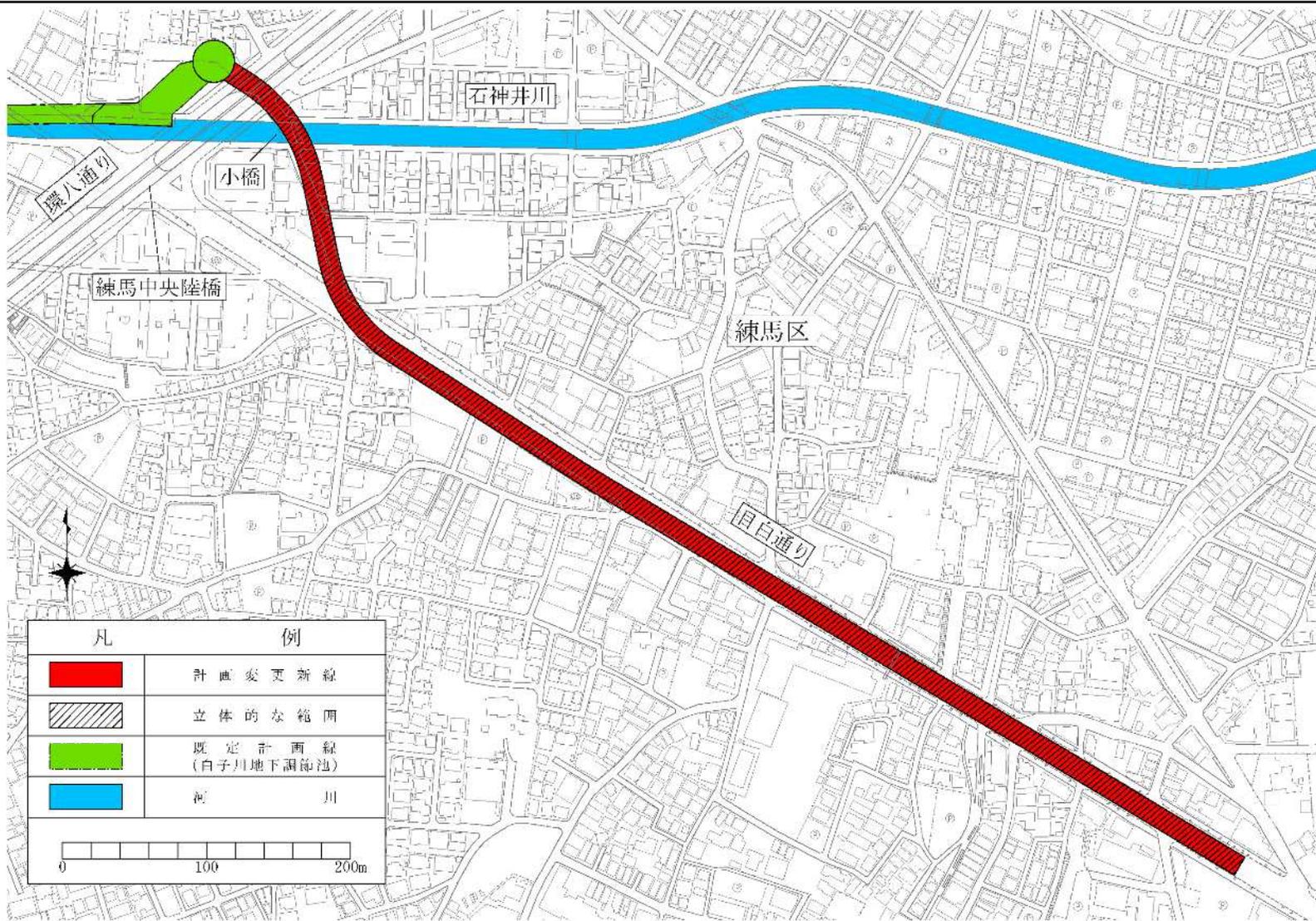
# 東京都市計画河川第5号石神井川 位置図

〔東京都決定〕



# 東京都市計画河川第5号石神井川 計画図1

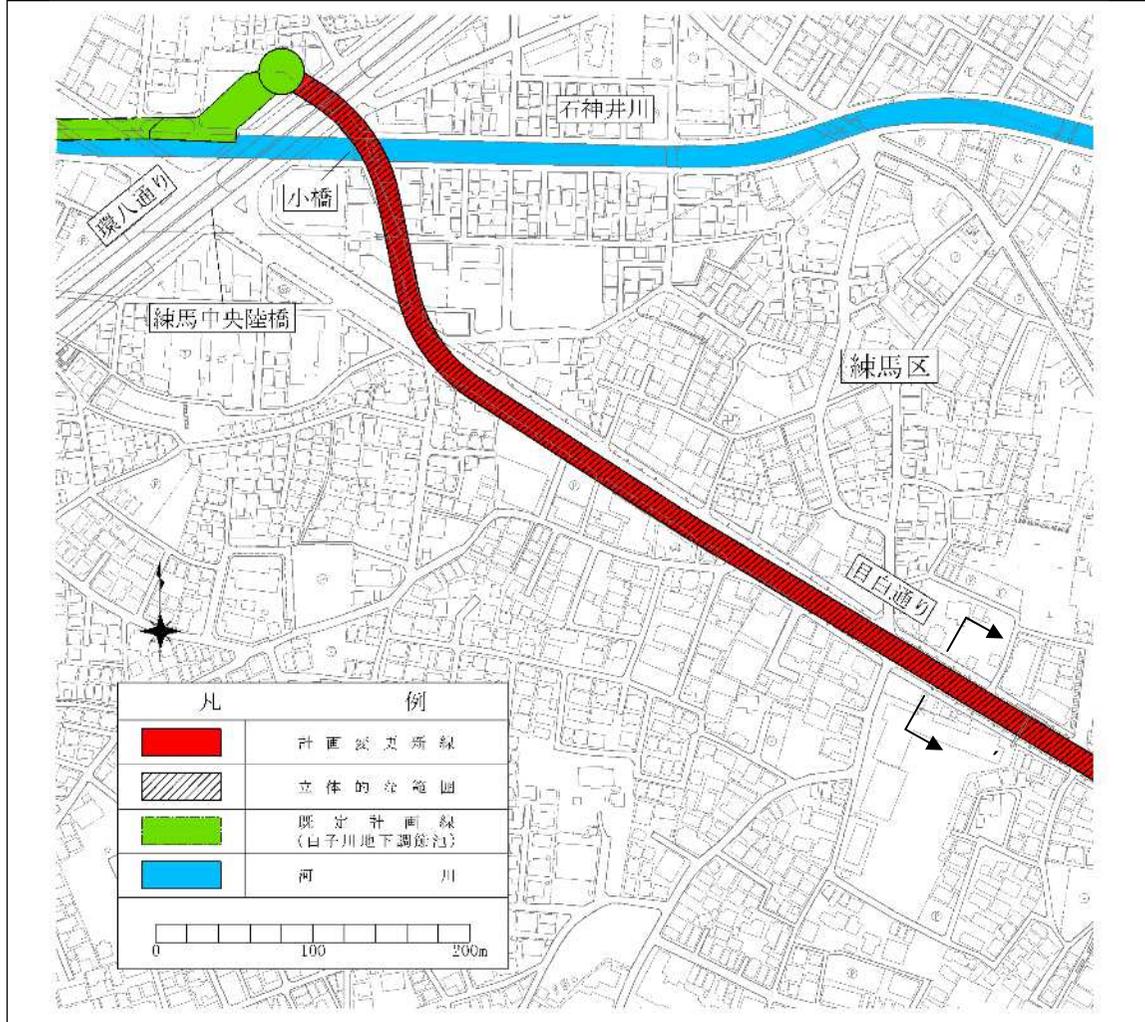
〔東京都決定〕



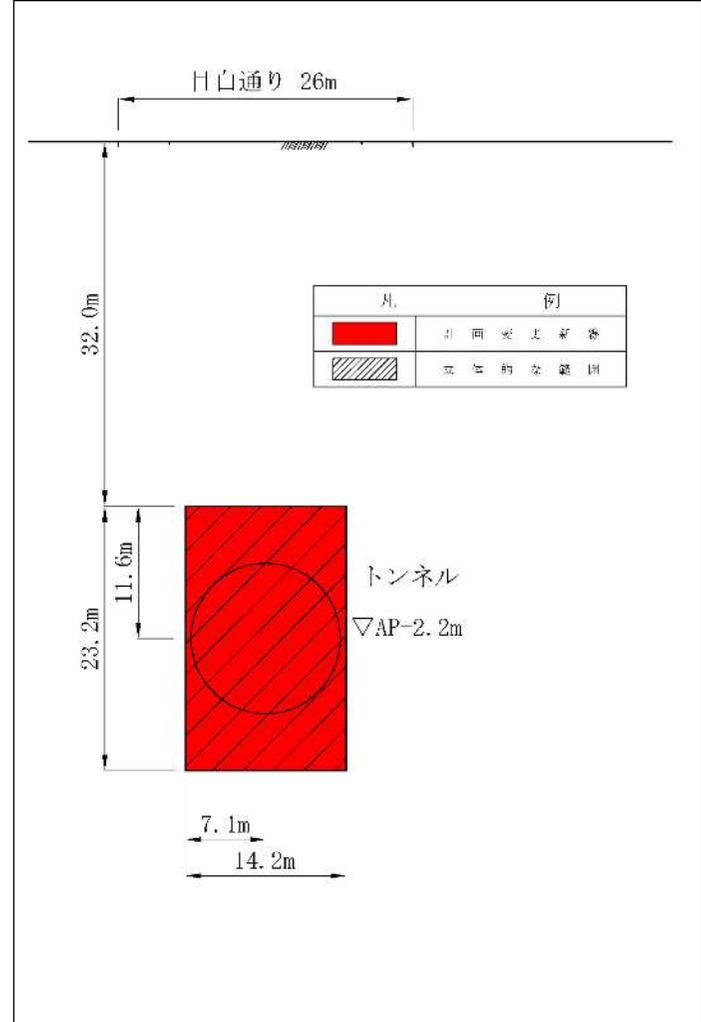
# 東京都市計画河川第5号石神井川 計画図2

〔東京都決定〕

計画変更箇所 平面：練馬区貫井二丁目地内【トンネル】



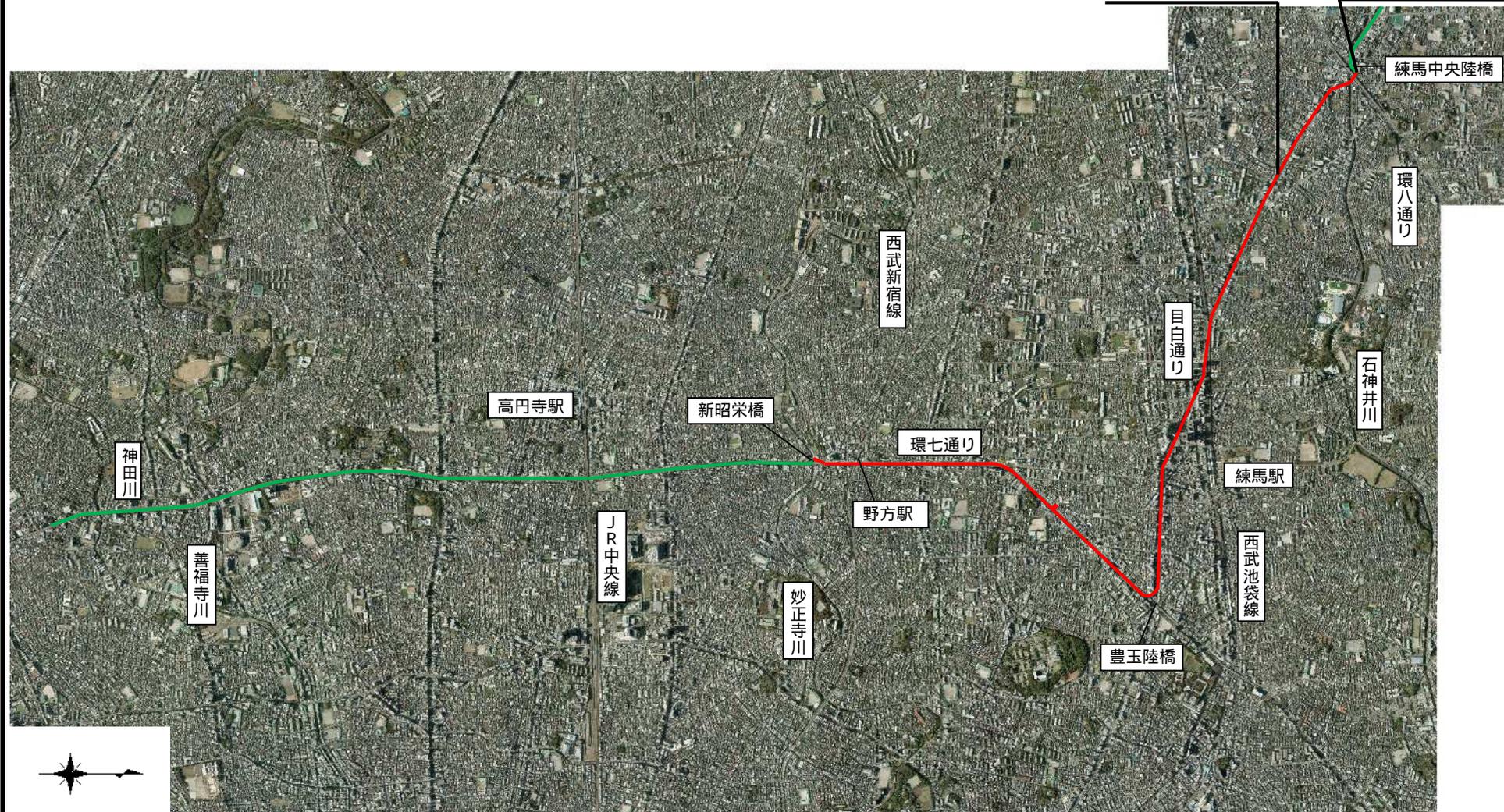
断面



東京都市計画河川第5号石神井川 航空写真

〔東京都決定〕

終点 練馬区貫井二丁目  
起点 練馬区高松二丁目





# 都市計画の案の理由書

## 1 種類・名称

東京都市計画河川 第6号神田川

## 2 理由

近年、都内ではこれまでの中小河川の目標整備水準である時間50ミリを超える豪雨が増加し、それに伴う水害が頻発していることを受け、東京都は、「中小河川における都の整備方針(平成24年11月)」を策定するとともに、「東京都豪雨対策基本方針(改定)(平成26年6月)」を策定し、整備目標水準を時間75ミリまで引き上げ、時間50ミリの降雨については河道の拡幅や河床掘削により対応し、時間50ミリを超える部分の対策は調節池により対応することとしている。

神田川は、これらの方針において、過去の水害の状況や地形的な要因から、豪雨対策を重点的に進めるべきである河川の一つに位置付けられている。

また、「東京都長期ビジョン(平成26年12月)」において、平成37年度までに、「環状七号線地下広域調節池(仮称)」を完成させ、時間100ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果を発揮させることとしている。

こうしたことから、局地的な集中豪雨による浸水被害に対する地域の防災力を高めるため、中野区野方五丁目地内を起点に練馬区貫井二丁目地内までの区間において、面積約66,700平方メートルの地下調節池を追加し、計約147,700平方メートルの地下調節池とする。あわせて、環七通り及び目白通りの下部に立体的な範囲を定めるものとする。

東京都市計画河川の変更（東京都決定）

東京都市計画河川第6号神田川を次のように変更する。

名称		位置		区域		構造	備考	
番号	河川名	起点	終点	幅員	延長			
第6号	神田川	台東区柳橋一丁目地内	杉並区久我山三丁目地内	44～16m	22,800m	掘込式 単断面式		
	但し	高田馬場分水路	豊島区高田三丁目地内	新宿区上落合一丁目地内	22～14m	1,460m	暗渠式	
		江戸川橋分水路	新宿区神楽河岸地内	文京区関口一丁目地内	20～9m	1,760m	暗渠式	
		水道橋第1分水路	文京区後楽一丁目地内	文京区後楽二丁目地内	10～9m	490m	暗渠式	
		水道橋第2分水路	文京区本郷一丁目地内	文京区水道一丁目地内	11～9m	1,640m	暗渠式	
		お茶の水分水路	千代田区外神田一丁目地内	文京区本郷一丁目地内	11～9m	1,300m	暗渠式	
	調節池	練馬区貫井二丁目、貫井五丁目、向山一丁目、向山二丁目、向山四丁目、中村北一丁目、中村北二丁目、練馬三丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目、豊玉北五丁目、豊玉北六丁目、豊玉中二丁目、豊玉中三丁目、豊玉南二丁目、豊玉南三丁目、中野区丸山二丁目、野方五丁目、野方六丁目、大和町一丁目、大和町二丁目、杉並区高円寺北二丁目、高円寺南二丁目、高円寺南四丁目、梅里一丁目、堀ノ内一丁目、堀ノ内二丁目、堀ノ内三丁目、和泉一丁目及び和泉四丁目地内		面積約 147,700m <sup>2</sup> 幅員 14.2m		トンネル式 地下式	変更	

「区域、立体的な範囲及び構造は計画図表示のとおり」

理由

神田川流域における治水安全度の向上のため、1時間当たり75ミリ降雨への対策として、神田川地下調節池の区域を追加する。

なお、土地の適正かつ合理的な利用の促進を図るため、立体的な範囲を合わせて決定する。

新 旧 対 照 表

種別	名 称		新旧	位置	区 域	構 造		
	番 号	河川名						
河川	第6号	神田川	新	台東区柳橋一丁目地内～杉並区久我山三丁目地内		幅員 44～16m 延長 22,800m	掘込式 単断面式	
				但し	高田馬場分水路	豊島区高田三丁目地内～ 新宿区上落合一丁目地内	幅員 22～14m 延長 1,460m	暗渠式
					江戸川橋分水路	新宿区神楽河岸地内～ 文京区関口一丁目地内	幅員 20～9m 延長 1,760m	暗渠式
					水道橋第1分水路	文京区後楽一丁目地内～ 文京区後楽二丁目地内	幅員 10～9m 延長 490m	暗渠式
					水道橋第2分水路	文京区本郷一丁目地内～ 文京区水道一丁目地内	幅員 11～9m 延長 1,640m	暗渠式
					お茶の水分水路	千代田区外神田一丁目地内～ 文京区本郷一丁目地内	幅員 11～9m 延長 1,300m	暗渠式
					調節池		面積 約 147,700m <sup>2</sup> 幅員 14.2m	トンネル式 地下式
			練馬区貫井二丁目、貫井五丁目、向山一丁目、向山二丁目、向山四丁目、中村北一丁目、中村北二丁目、練馬三丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目、豊玉北五丁目、豊玉北六丁目、豊玉中二丁目、豊玉中三丁目、豊玉南二丁目、豊玉南三丁目、中野区丸山二丁目、野方五丁目、野方六丁目、大和町一丁目、大和町二丁目、杉並区高円寺北二丁目、高円寺南二丁目、高円寺南四丁目、梅里一丁目、堀ノ内一丁目、堀ノ内二丁目、堀ノ内三丁目、和泉一丁目及び和泉四丁目地内		同区域内において立体的な範囲を定める。			
		旧	台東区柳橋一丁目地内～杉並区久我山三丁目地内		幅員 44～16m 延長 22,800m	掘込式 単断面式		

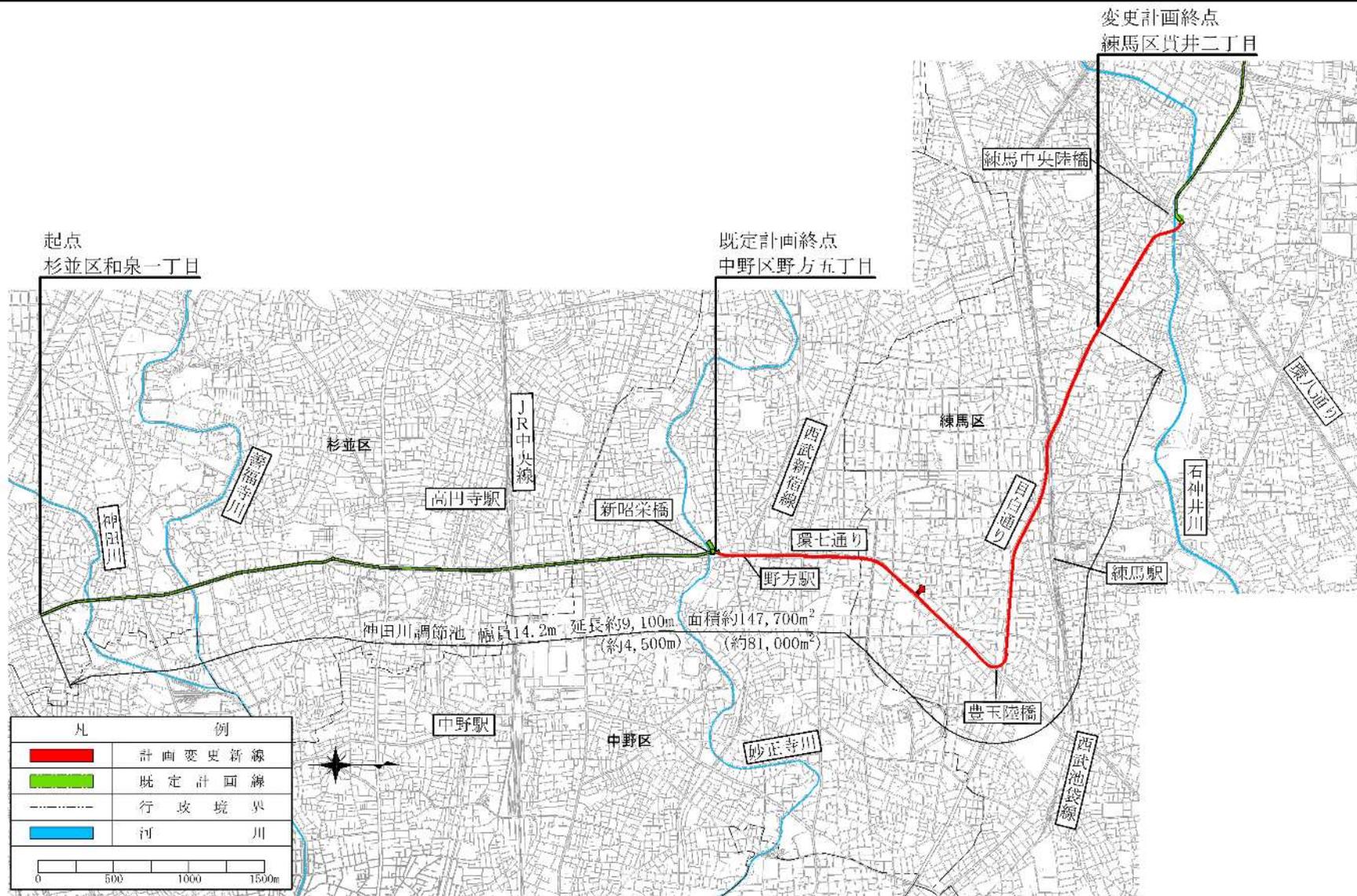
				但し	高田馬場分水路	豊島区高田三丁目地内～ 新宿区上落合一丁目地内	幅員 22～14m 延長 1,460m	暗渠式
					江戸川橋分水路	新宿区神楽河岸地内～ 文京区関口一丁目地内	幅員 20～9m 延長 1,760m	暗渠式
					水道橋第1分水路	文京区後楽一丁目地内～ 文京区後楽二丁目地内	幅員 10～9m 延長 490m	暗渠式
					水道橋第2分水路	文京区本郷一丁目地内～ 文京区水道一丁目地内	幅員 11～9m 延長 1,640m	暗渠式
					お茶の水分水路	千代田区外神田一丁目地内～ 文京区本郷一丁目地内	幅員 11～9m 延長 1,300m	暗渠式
					調節池	中野区野方五丁目、大和町一丁目、大和町二丁目、杉並区高円寺北二丁目、高円寺南二丁目、高円寺南四丁目、梅里一丁目、堀ノ内一丁目、堀ノ内二丁目、堀ノ内三丁目、和泉一丁目及び和泉四丁目地内	面積 約 81,000m <sup>2</sup>	トンネル式 地下式

### 変 更 概 要

名 称		変更区間・位置	変 更 事 項
番 号	河川名		
第6号	神田川	練馬区貫井二丁目、貫井五丁目、向山一丁目、向山二丁目、向山四丁目、中村北一丁目、中村北二丁目、練馬三丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目、豊玉北五丁目、豊玉北六丁目、豊玉中二丁目、豊玉中三丁目、豊玉南二丁目、豊玉南三丁目、中野区丸山二丁目、野方五丁目、野方六丁目地内の約 66,700 m <sup>2</sup> を追加し、神田川調節池を約 147,700m <sup>2</sup> に変更する。	1. 面積の変更 約 81,000m <sup>2</sup> 約 147,700 m <sup>2</sup> 2. 立体的な区域の追加

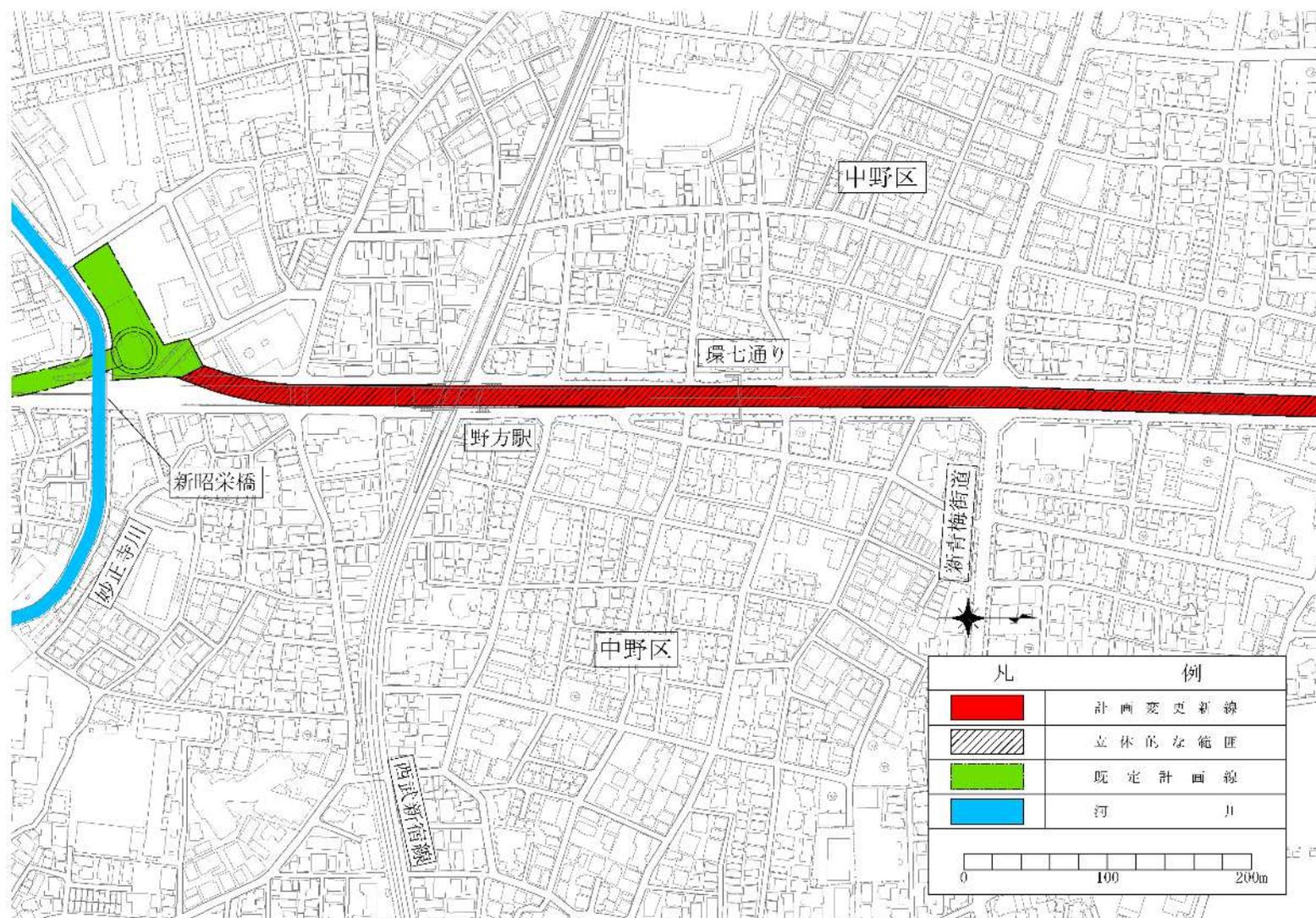
# 東京都市計画河川第6号神田川 位置図

〔東京都決定〕



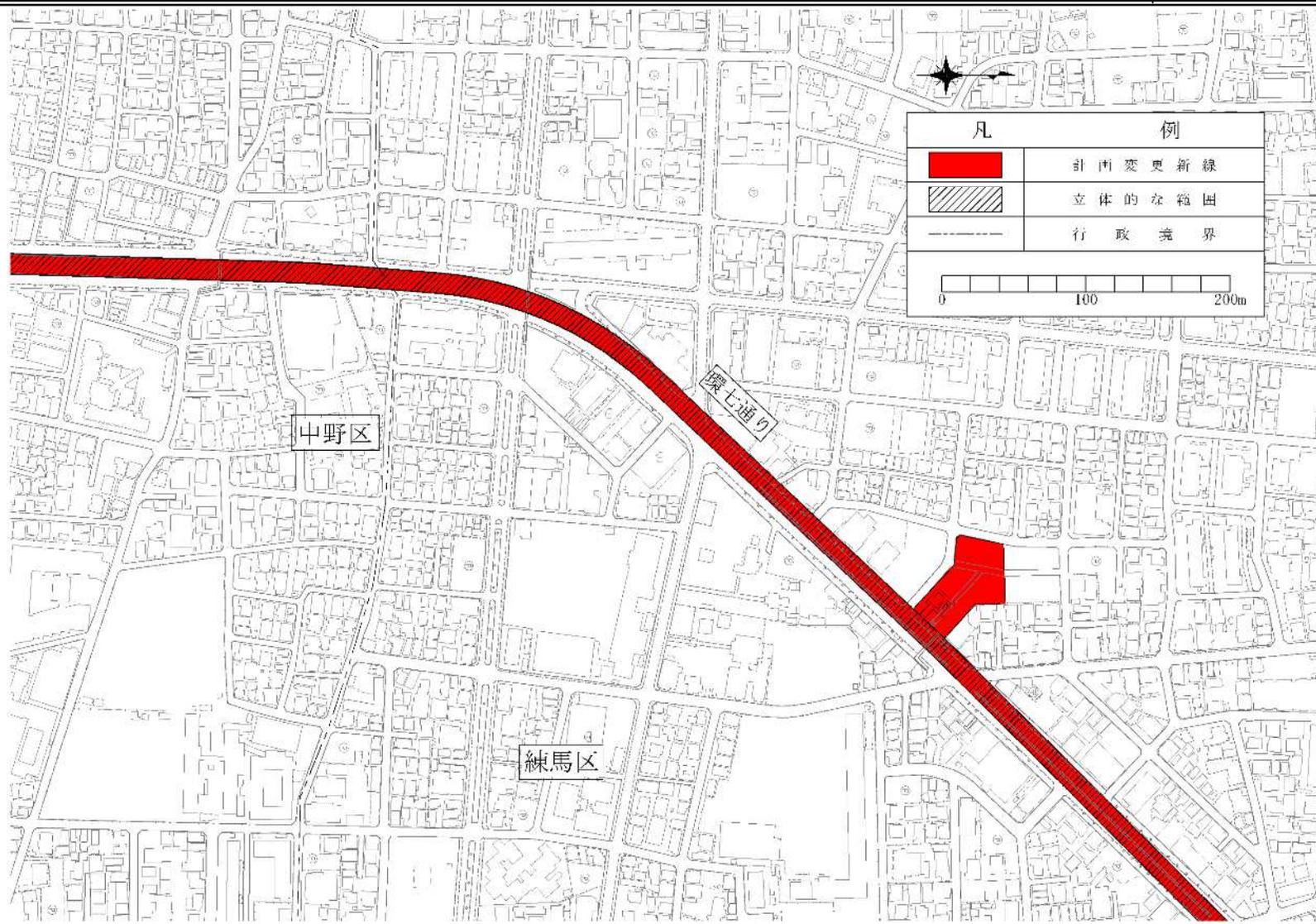
# 東京都市計画河川第6号神田川 計画図1

〔東京都決定〕



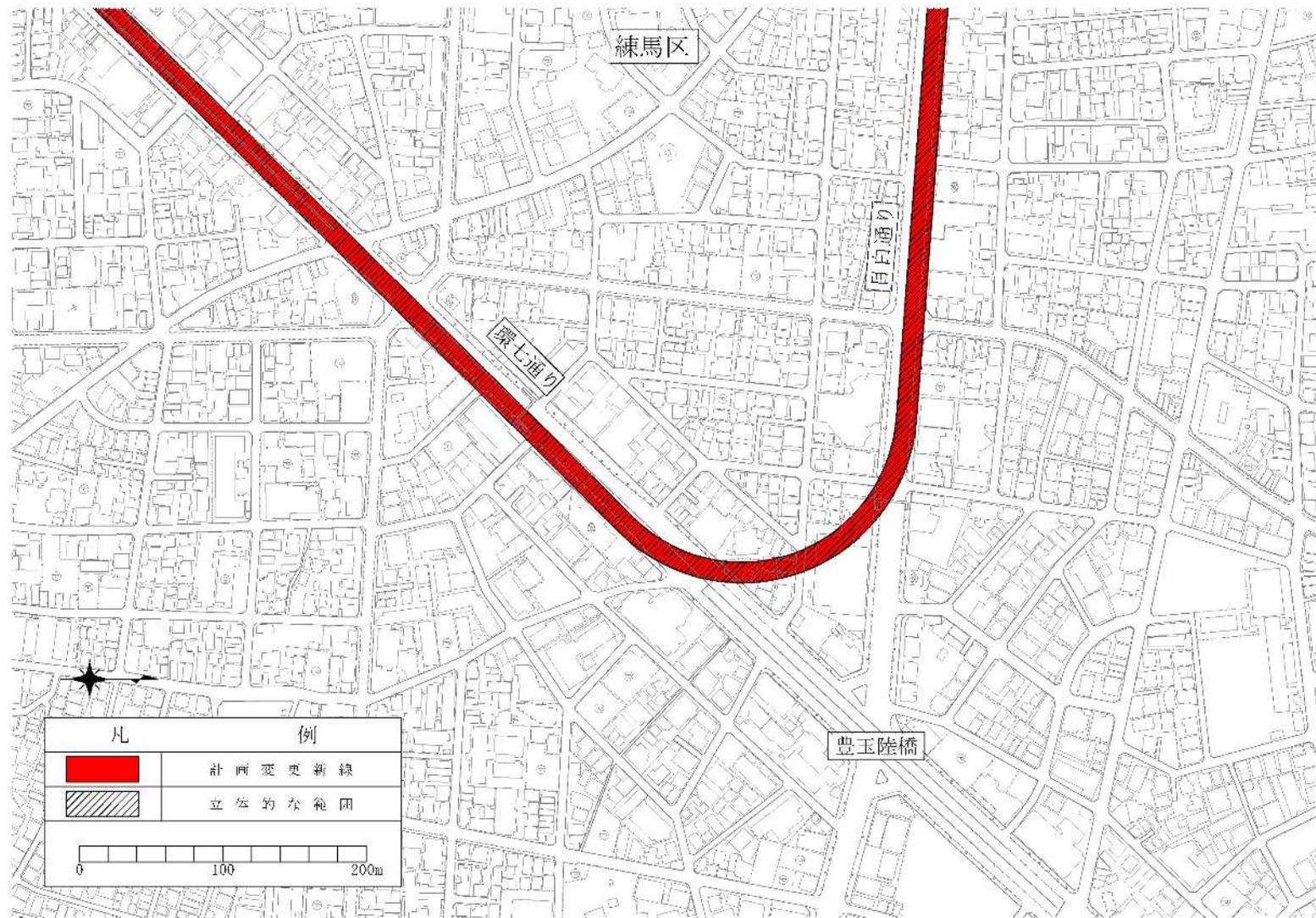
# 東京都市計画河川第6号神田川 計画図2

〔東京都決定〕



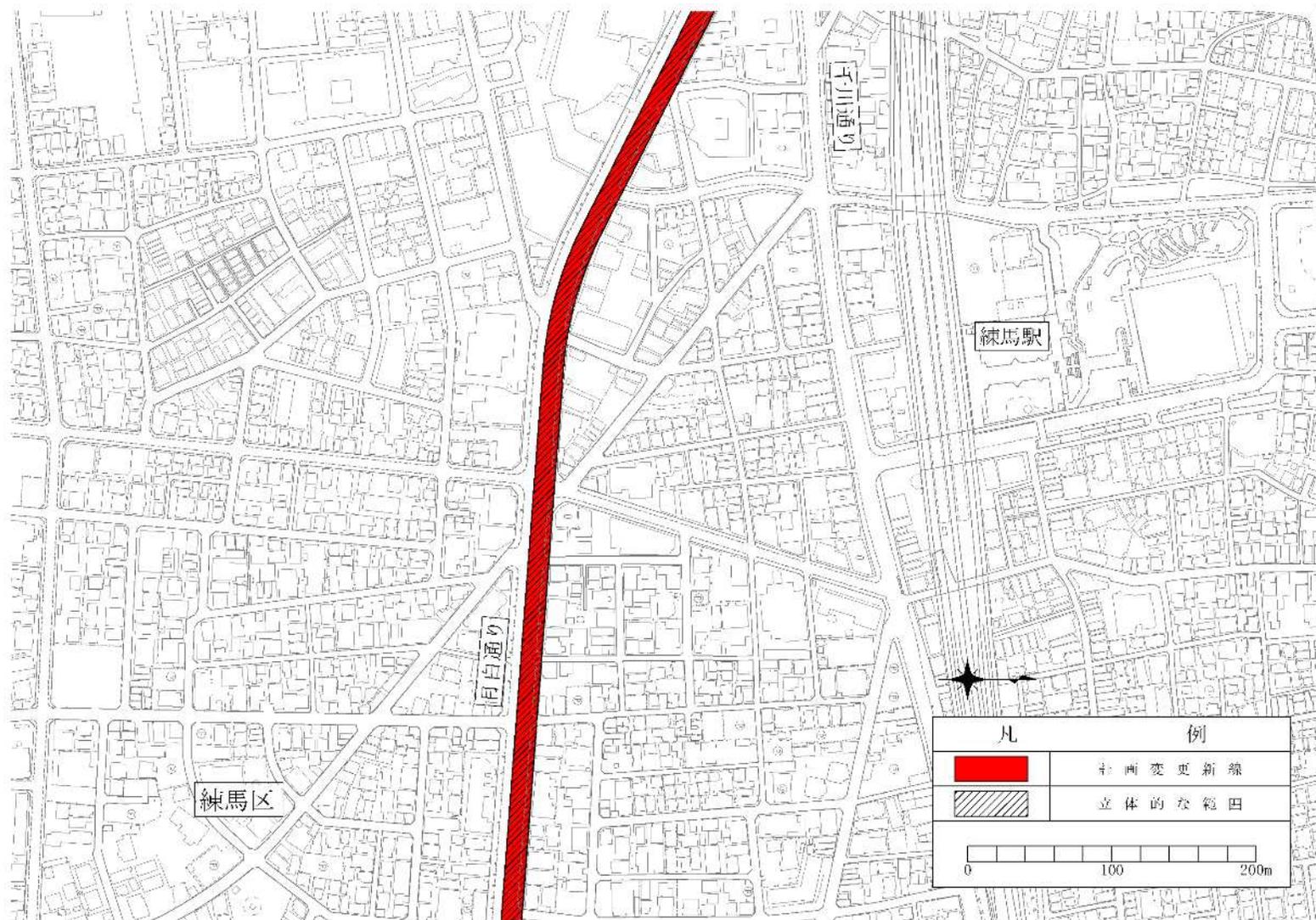
東京都市計画河川第6号神田川 計画図3

〔東京都決定〕



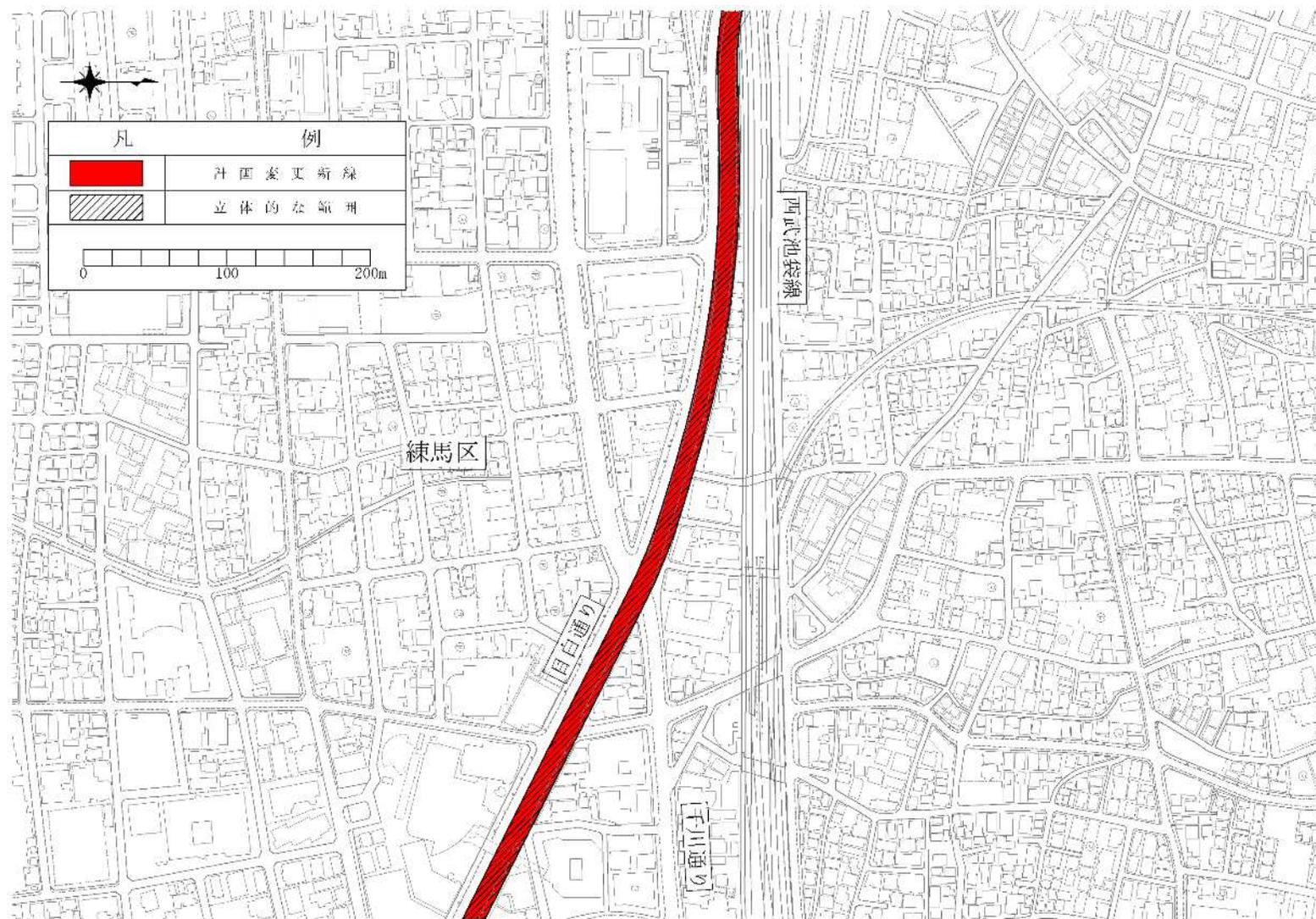
東京都市計画河川第6号神田川 計画図4

〔東京都決定〕



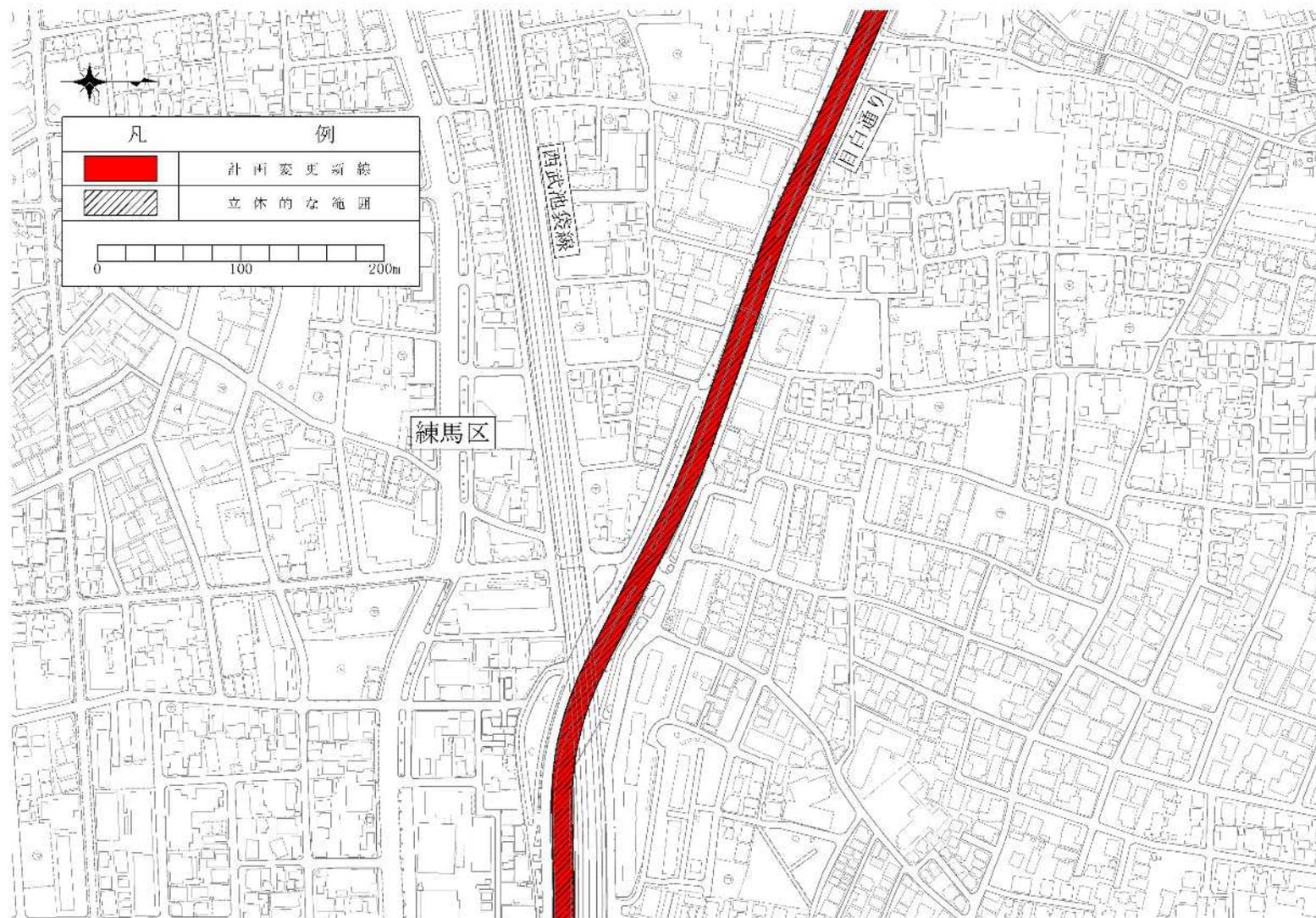
# 東京都市計画河川第6号神田川 計画図5

〔東京都決定〕



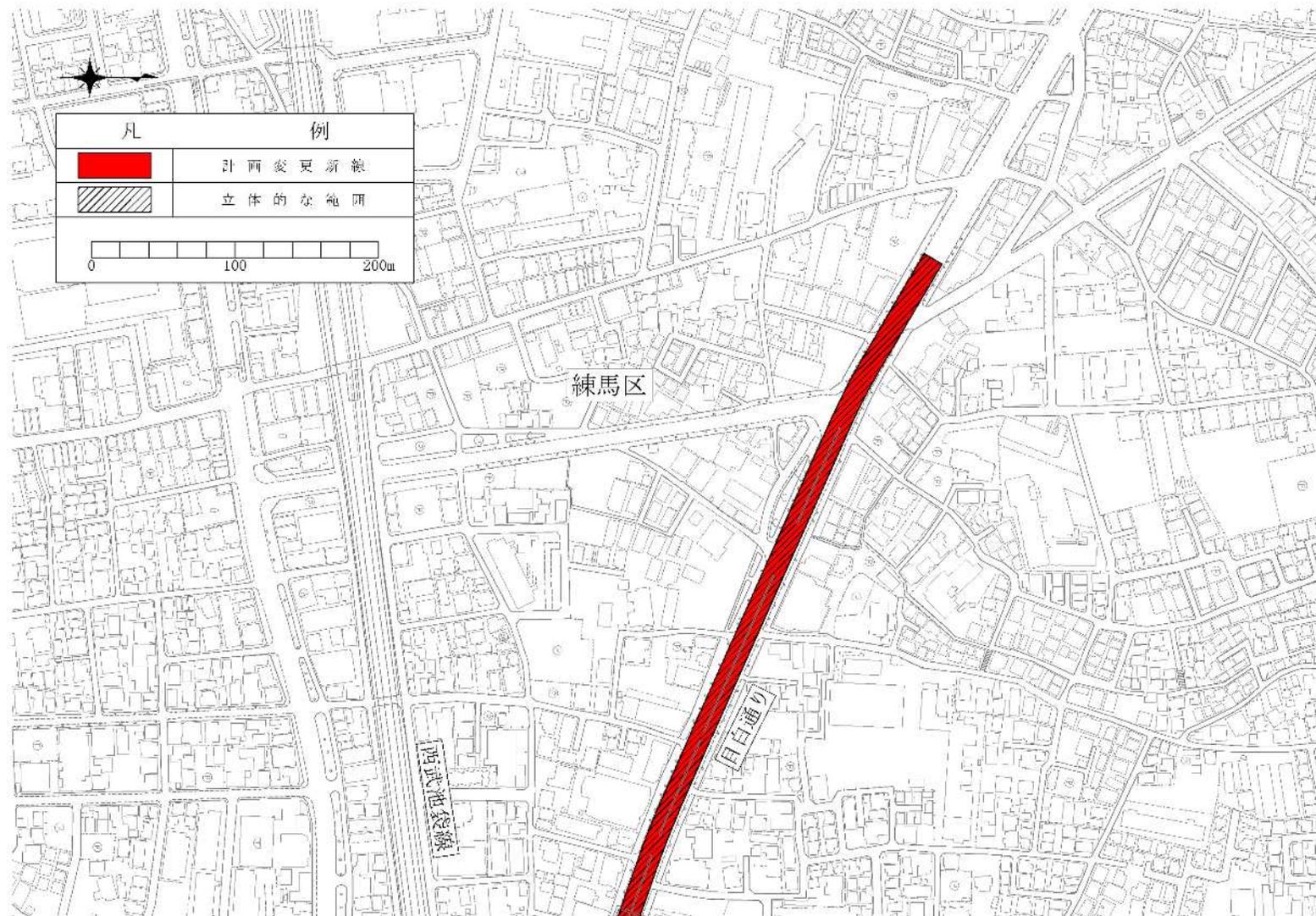
東京都市計画河川第6号神田川 計画図6

〔東京都決定〕



東京都市計画河川第6号神田川 計画図7

〔東京都決定〕





# 東京都市計画河川第6号神田川 航空写真

〔東京都決定〕

